

(2) 検討を要する住宅改修の種類について

1. 扉の取り替え

○目的とする住宅改修の内容

- ・車いすでの動作のための間口の拡大

○状態・症状等

- ・屋内、屋外ともに移動は車いすのみであり、日常生活動線上を車いすでの動作に適したものに改修したい。

○具体的な改修工事の内容

- ・車いすでの動作を円滑に行うため既存の引き戸を3枚引き戸に取り替える。
※間口の拡大を目的とした「扉の取替え」

○その他

- ・特筆なし

○論点

- ・車いすが通行できるように間口の拡大を目的とした「扉の取り替え」のうち、引き戸を3枚戸に替えることを認めてはどうか。

○議論の概要

- ・引き戸から引き戸への扉の取り替えは明記していないところ。
- ・間口の拡大を目的としたものであれば、ひとつの方法なので認めてはどうか。
- ・現行の通知でも解釈できるのではないか。

(結論)

- ・「間口の拡大を目的とした既存の引き戸を3枚引き戸に取り替える」ことについては、「扉の取り替え」の範囲に含まれることとして解釈されることが適当である。

2. 扉の取り替え

○目的とする住宅改修の内容

- ・ トイレを利用する際、入り口が狭く車いすが入らないとの相談があります。通常、開き戸から引き戸に変更することで車いすが入るようになるが、間取りによっては引き戸への変更が出来ないケースもある。入口を拡げる「開き戸→開き戸」を対応可としたい。

○状態・症状等

- ・ 室内においても、車いす使用の者

○具体的な改修工事の内容

- ・ 開き戸の場合袖壁がある。その袖壁を撤去し入口を拡張する。拡張した大きさに合わせた開き戸の設置。

○その他

- ・ 現在、介護保険の住宅改修では「拡げる」項目はない。新規項目に「拡げる」を追加すると、部屋の増築など大規模なリフォームまで認めることとなる。そのため、「引き戸等への扉の取替え」の中に「出入口の拡充」を含めたい。

○論点

- ・ 開き戸の袖壁を撤去し入口を拡張し、拡張した大きさに合わせた開き戸の設置とは、どの様な場面なのか想定しにくいことをどう考えるか。

○議論の概要

- ・ 間口の拡大を目的としたものであれば、ひとつの方法なので認めてはどうか。
- ・ 現行の通知でも解釈できるのではないか。

(結論)

「開き戸の袖壁を撤去し拡張した大きさに合わせた開き戸の設置」については、「扉の取り替え」の範囲に含まれることとして解釈されることが適当である。

3. 扉の取り替え

○目的とする住宅改修の内容

- ・床段差解消後の床面に合わせて、既存の引き戸等を引き続き使用したい場合に、既存の扉の長さ等の加工（ドアノブ位置の変更を含む）、または、費用が低廉に抑えられる場合の扉の取替え及び壁又は柱の改修工事を行いたい場合。

○状態・症状等

- ・歩行の不安定等により床段差の移動が困難な場合

○具体的な改修工事の内容

- ・床の段差解消に伴う扉の取替え及び壁又は柱の改修工事（ただし、既存の引き戸等の加工に比べ費用が低廉に抑えられる場合に限り、引き戸等から引き戸等への扉の取替えを含む。）は、付帯工事として支給対象とすべき。

○その他

- ・特筆なし

○論点

- ・床の段差解消工事と扉の取替え工事を組み合わせた住宅改修ととらえれば現行で給付対象ではないか。

○議論の概要

- ・現状でも認められるのではないか。

（結論）

- ・床段差解消後の床面に併せて、既存の扉の長さ等の加工（ドアノブ位置の変更を含む）または、費用が低廉に抑えられる場合の扉の取替え及び壁又は柱の改修工事については、床の段差解消後の付帯工事の範囲に含まれることとして解釈されることが適当である。

4. 扉の新設

○目的とする住宅改修の内容

- ・引き戸等の新設

○状態・症状等

- ・歩行が介助なしでは困難

○具体的な改修工事の内容

- ・「福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項についての第二の2にある引き戸等の扉の取替えについて、費用が低廉に抑えられる場合のみ新設を認めるとあるが、身体状況、住宅状況を優先して、支給対象としていただきたい。

○その他

- ・特筆なし

○論点

- ・利用者の身体状況と住宅状況を勘案して住宅改修は行われるべきものであり、その手法として「扉の取り替え」があることをどう考えるか。

○議論の概要

- ・利用者の身体状況と住宅状況を勘案して住宅改修は行われるべきものであり、その手法として「扉の取り替え」がある。
- ・居室の押し入れにトイレやバスユニットを新設するなどの工事に派生する恐れがある。

・（結論）

引き戸等の新設において、身体状況、住宅状況を優先して支給対象とすることについては、適当ではない。

5. 洋式便器等への便器の取替え

○目的とする住宅改修の内容

- ・便器の位置変更、向きの変更

○状態・症状等

- ・片麻痺、パーキンソン病

○具体的な改修工事の内容

- ・便所内部が 1800*1800 の場合片側に便器を取り付けている場合があるが、片麻痺になった場合、患側よりアプローチしないといけない場合があり、移動に時間がかかり失禁→意欲の喪失→ポータブルと悪循環になる場合がある為。パーキンソン病の場合方向転換が困難な場合が多く便所への着座がスムーズに行えない。向きや位置を変更することでアプローチをスムーズに行わせたい。

○その他

- ・特筆なし

○論点

- ・麻痺側など障害の状態に応じた便所内部での便器の向きの変更は有効であり、認めることとしてはどうか。

○議論の概要

- ・有効なことであり認めるべき。

(結論)

- ・便器の位置・向きの変更については、「洋式便器等への便器の取替え」の範囲に新たに追加されることが適当である。

6. 段差の解消

○目的とする住宅改修の内容

- ・洗濯物を屋外に干す場合等、道路までの通路以外での出入りを容易にしたい場合。

○状態・症状等

- ・四肢筋力の低下、ふらつき等により段差で転倒の恐れがある場合

○具体的な改修工事の内容

- ・洗濯物を干すなど、日常生活に不可欠であり、またその動作を行うことにより自立支援を促す効果があると考えられるものについては、居室間以外（道路までの通路以外の屋外等）における段差の解消や手すりの設置についても給付対象とすべき

○その他

- ・特筆なし

○論点

- ・自立生活支援に資する導線整備として現状で許容の範囲と考えてはどうか。
- ・対象とする通路を限定するには個別性が高いことをどう考えるか。

○議論の概要

- ・玄関のみが通路というものではない。
- ・現行制度で許容の範囲。

(結論)

- ・「段差の解消」の対象範囲に洗濯物を屋外に干す場合も加えることについては、利用者個々に保険者が適切に判断いただくことが適当である。